変更届出(営業所を移転した場合)

【必要書類】

書　類　名	備　　考
変更届出書 (別記様式第５号	記載要領は次頁以降の記載例参照。

【届出期限】
　変更の日の３日前まで
【届出先】
　営業所を管轄する警察署（主たる・その他を問わない）
※　ただし、届出時において、移転先の所在地を管轄する警察署に営業所がない場合は、移転先の所在地を管轄する警察署では届出を受理できません。
【手数料】
　なし

※　営業所の移転に伴い、管理者交替や変更等がある場合は、変更後、１４日以内に変更届出書（別記様式第６号）を提出する必要があります。
※　個人許可者の方で、主たる営業所が自宅の場合は、変更後、１４日以内に主たる営業所（自宅）の移転先を管轄する警察署に変更届出・書換申請書（別記様式第６号）を提出のうえ、許可証の書換をする必要があります。

別記様式第５号（第５条関係）　　（　　／　　）

資料区分	２３		受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署		（　　署）					

変更届出書

古物営業法第７条第１項の規定により変更の届出をします。

長崎県公安委員会　殿

○○年○○月○○日

届出者の氏名又は名称及び住所
長崎市松が枝町○番○号
長崎　太郎
（※法人の場合は法人の名称）

許可の種類	(1.)古物商　2.古物市場主
許可証番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
許可年月日	3.昭和 (4.)平成 5.令和　2 0 年 1 1 月 0 1 日
氏又は名称	(フリガナ) ナカ゛サキ タロウ (漢字) 長崎　太郎　（※法人の場合は法人の名称）
住所	長崎 都道府(県)　長崎 (市)区町村 松が枝町○番○号

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	1.新設　：営業所等を新設（「変更・廃止する営業所又は古物市場の名称」欄を除く全項目に記載、「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に新設予定年月日を記載） (2.)変更　：従前の届出事項を変更 4.廃止　：営業所等を廃止（「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に廃止予定年月日を記載）
変更・廃止する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県　　営業所等整理番号 (フリガナ) ナカ゛サキアンティーク (漢字) 長崎アンティーク

変更予定年月日		5.令和　0 3 年 0 4 月 0 1 日
主たる営業所・古物市場	形態	1.営業所あり　2.営業所なし　3.古物市場
	名称	(フリガナ) (漢字)
	所在地	（住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。） 都道府(県)　長崎　(市)区町村　佐世保 浅子町○番地○ 電話（0000）00　－0000　番（内線　　） 所轄警察署 営業所等所在都道府県 営業所等整理番号
その他の営業所・古物市場	形態	1.営業所　2.古物市場
	名称	(フリガナ) (漢字)
	所在地	（住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。） 都道府県　市区町村 （※その他の営業所の移転は、この欄に新所在地を記載） 電話（　　）　－　　番（内線　　） 所轄警察署 営業所等所在都道府県 営業所等整理番号

記載要領
1　最上段及び太枠右側の細枠線内には記載しないこと。
2　「変更予定年月日」欄には、当該事項の変更予定年月日を記載すること。
3　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。